

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	8	担当課	産業政策課																								
			法第116条第1項	許認可等の内容	特定計量器の計量証明検査																									
計量証明検査の意義 (計量証明検査) 計量法第116条 計量証明事業者は、第107条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器（第16条第1項の政令で定めるものを除く。）であって政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（以下「計量証明検査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。 一 検定証印等であって、第72条第3項又は第96条第3項の規定によりこれらに表示された年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器 二 第127条第1項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。） 2 第127条第1項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に1回、第128条第1号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第118条第1項各号に適合するかどうかを同条第2項及び第3項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。																														
計量証明検査の対象 (計量証明検査を行うべき期間) 計量法施行令第29条 法第116条第1項の政令で定める特定計量器は別表第5の上欄に掲げるものとし、同項各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。 2 法第116条第1項第1号の政令で定める期間は、別表第5の下欄に掲げるとおりとする。																														
別表第5																														
<table border="1"><thead><tr><th>特定計量器</th><th>計量証明検査を受けるべき期間</th><th>計量証明検査を受けることを要しない期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 非自動はかり・分銅・おもり</td><td>2年</td><td>1年</td></tr><tr><td>2 ベックマン温度計</td><td>5年</td><td>3年</td></tr><tr><td>3 皮革面積計</td><td>1年</td><td>6月</td></tr><tr><td>4 ボンベ型熱量計</td><td>5年</td><td>3年</td></tr><tr><td>5 5 騒音計</td><td>3年</td><td>6月</td></tr><tr><td>6 振動レベル計</td><td>3年</td><td>6月</td></tr><tr><td>7 濃度計 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精 度浮ひょうを除く)</td><td>3年</td><td>6月</td></tr></tbody></table>							特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間	1 非自動はかり・分銅・おもり	2年	1年	2 ベックマン温度計	5年	3年	3 皮革面積計	1年	6月	4 ボンベ型熱量計	5年	3年	5 5 騒音計	3年	6月	6 振動レベル計	3年	6月	7 濃度計 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精 度浮ひょうを除く)	3年	6月
特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間																												
1 非自動はかり・分銅・おもり	2年	1年																												
2 ベックマン温度計	5年	3年																												
3 皮革面積計	1年	6月																												
4 ボンベ型熱量計	5年	3年																												
5 5 騒音計	3年	6月																												
6 振動レベル計	3年	6月																												
7 濃度計 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精 度浮ひょうを除く)	3年	6月																												

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	8	担当課	産業政策課
			法第116条第1項	許認可等の内容	特定計量器の計量証明検査	
計量証明検査の申請 (申請等) 特定計量器検定検査規則第50条 計量証明検査を受けようとする者は、様式第15による申請書とその検査を行う都道府県知事(法第117条第1項の規定により指定計量証明検査機関が計量証明検査を行う場合にあつては、その検査を行う指定計量証明検査機関)に提出しなければならない。						
合格条件 (計量証明検査の合格条件) 計量法第118条 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 検定証印等(第72条第2項の政令で定める特定計量器にあつては、有効期間を経過していないものに限る。)が付されていること。 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。 2 前項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。 3 第1項第3号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器(第71条第3項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。						
計量証明検査終了後の行為 (計量証明検査済証印等) 計量法第119条 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。 2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。 3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。 (計量証明検査済証印等) 特定計量器検定検査規則第56条 法第119条の計量証明検査済証印の形は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の数字は、計量証明検査を行った年月を表すものとする。						
						
5-11						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	8	担当課	産業政策課
			法第116条 第1項	許認可等の 内容	特定計量器の計量証明検査	
不合格処分(行政手続法第8条関連) (不合格等の理由の通知) 特定計量器検定検査規則第73条 2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法第8条第1項の現定により、様式第24により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあつては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもって同項の「申請」とみなす。						